英文原本　한국어

2021 年 7 月 19 日 国連総会

真実、正義、賠償、再発防止の保証の促進に関する特別報告者報告書

−移行期正義の措置と、植民地時代に行われた人権および国際人道法の重大な侵害の遺産への対応−

ファビアン・サルヴィオリ

事務総長のコメント

事務総長は人権理事会決議 45/10 に基づいて提出された真実、正義、賠償および再発防止の保証の促進に関する特別報告者、ファビアン・サルヴィオリ氏の報告書を総会に提出することを光栄に思う。

要旨

本報告書は植民地時代に行われた人権および国際人道法の重大な侵害に対して、真実、正義、賠償、記念、再発防止の保証の分野でどのような措置がとられ、適用されているかを検証したものである。本報告書では課題、優れた実践、学んだ教訓を明らかにし、植民地化が続いている国、旧植民地支配国、旧植民地独立国に対して勧告を行う。

目次

I.　はじめに …… 2
II.　植民地時代に行われた重大な人権侵害を検証する必要性 …… 2
III. 植民地時代の状況と移行期正義への挑戦…… 3
IV.　植民地時代や歴史的な不正に起因する人権侵害に対処するための移行期正義の構成要素…… 6
V.　結論 …… 24
VI.　勧告…… 25

I.　はじめに

1.　本報告書は人権理事会決議 45/10 に基づき、真実、正義、賠償および再発防止の保証の促進に関する特別報告者のファビアン・サルヴィオリが総会に提出するものである。特別報告者は本報告書において植民地時代に行われた人権および国際人道法に対する重大な違反行為の遺産に対処するための移行期正義の措置の役割を分析している。報告書の作成にあたり 3 回の専門家会議と 1 回の公開協議が国家、市民社会のメンバー、被害者、専門家、および関係利害関係者と行われた。特別報告者は寄せられた応答に感謝する。

2.　真実、正義、賠償および再発防止の保証の促進に関する特別報告者の任務には「傾向、進展および課題を研究し、これに関する勧告を行うこと」が含まれている[1]。植民地時代の不正義に関する真実、正義、賠償の探求は避けて通れない義務であり、特別報告者の関与に特に適した固有の課題を提起している。本報告書の発表に先立ち特別報告者は各国と情報交換しつつこの問題に取り組んだ[2]。

3. 他の任務保持者も異なる立場からではあるがこのテーマを検討している。現代的形態の人種主義、人種差別、排外主義および関連の不寛容に関する特別報告者は奴隷制と植民地主義に根ざした人種差別の賠償に関連して国家の人権義務を取り上げている[3]。同様に先住民の権利に関する専門家機構は承認、賠償、和解、土地への権利に関する報告書の中で植民地主義の問題を検討してきた[4]。最近では国連人権高等弁務官が報告書を発表し、責任と賠償を通じて奴隷制、大西洋横断アフリカ奴隷貿易、植民地主義の遺産に対処する必要性を強調している[5]。

II. 植民地時代に行われた重大な人権侵害の検証の必要性

4. 植民地主義に起因する人権および国際人道法の侵害に対する効果的な対応と、これらの侵害が今日もなお悪影響を及ぼし続けていることの認識が欠如してい

---

[1] A/HRC/RES/45/10.

[2] 例えば下記に掲載されている JPN 1/2016, KOR 2/2016, GBR 13/2020, KEN 3/2021, GBR5/2021 及び CAN 4/2021 の書簡参照 https://spcommreports.ohchr.org/Tmsearch/ TMDocuments.

[3] A/74/321.

[4] A/HRC/EMRIP/2019/3/Rev.1 and A/HRC/45/38.

[5] A/HRC/47/53.

ることを考慮し、過去40年間に移行期正義によって開発された構成要素や手段がこれらの侵害の遺産への対応に有用な教訓や経験を提供し、場合によってはすでに実行に移されていることを強調することが重要である。

5. 移行期正義に対してなされてきた批判のひとつに、移行期正義が結果のみ、すなわち生命と身体的完全性に対する権利の侵害のみを扱い、構造的暴力や経済的、政治的、社会的領域における組織的排除などの紛争の根本原因を扱わないという限界に関するものがある。つまり批判者は移行期正義は根本にある構造的不平等や歴史的な不満に十分に対処していないと主張してきた。

6. しかしながら移行期正義はその独自のメカニズム、すなわち植民地の過去や市民的、文化的、経済的、政治的、社会的権利の侵害に対処する全体的な権限を有する真相究明委員会、特に被害者が被った構造的不平等を是正する賠償プログラム、被害者の尊厳を回復する公的謝罪、権利侵害の傾向、原因、結果に包括的に取り組む記念・教育措置、差別や人種差別を永続させ影響を受ける人々を排除する文化的・制度的な基準・構造、プロセスの変化をもたらす再発防止の保証の確立を通じて、植民地暴力のより深い原因に取り組むための特別の利点を提供している。被害者が強力かつ積極的に参加する包括的なメカニズムを全面的に採用することは被害を受けた人々に力を与え、植民地主義の遺産に取り組み、最終的には和解を達成するための努力に正当性と持続性をもたらす。

7. 特別報告者は移行期正義のプロセスが全体的かつ適切に包括的であるためには必要に応じて植民地時代の遺産の研究を含めることが必須であることを強調したい。

III. 植民地時代の状況と移行期正義への挑戦

8. 本報告書は以下の状況における植民地主義の結果としての権利侵害の遺産を検証している。
(a) 植民国家等の状況下での先住民やアフリカ系の人々の追放と抑圧。
(b) 現在は独立国となっている旧植民地。これらの状況には権利侵害が今日に直接的・間接的に明らかな影響を及ぼしているという共通の特徴がある。

A. 先住民やアフリカ系の人々を追放、抑圧してきた植民国家等の

状況

9. これらのケースでは、新しい領域に到着して定住した入植者たちが先住民の土地や資源を収用し、彼らを追放し収奪した。多くの場合、先住民の人口は収奪に起因する病気や場合によってはジェノサイド同然の虐殺の結果、極端に減少した。さらに入植者の指導権を支持する「排除の文化的論理」とでも言うべきものがあった[6]。これには侵略と収奪、居留地や施設への収容、残忍で非人道的な特徴を持つ同化プログラムが含まれる。

10. このような状況において、拘禁されている先住民の比率の高さ、先住民が抱いている警察への不信感、先住民が経験する一般的な社会的不利益、そして先住民が受けた虐待を完全に是正するための公式かつ包括的な関与の欠如など、植民地主義の強い影響は依然として明白である[7]。植民地主義は植民地化された人々を差別、同化、犯罪化、場合によっては暴力により服従させ、先祖伝来の土地や資源の所有権、司法・健康・教育・経済の機会へのアクセスなどの基本的な権利を否定する法的、制度的、文化的装置を通じてそれを永続させる国家をもたらした。

11. このような状況に採用された移行プロセスが植民地化された人々が未だに受けている支配の状況を覆そうとしない場合、失敗は必然である。しかし移行期正義の構成要素はこうした権利侵害を可能にした事実と条件の立証、責任の承認と公的謝罪、個人的および集団的行動、犠牲者の記念と尊厳の回復、行われた権利侵害の正確な説明をさまざまな教育カリキュラムにとりいれることなど、この点で重要な貢献をすることができる。

12. 構成要素の中でこのような状況において最も広範な変化をもたらすことができるのは国家の抑圧的な基準と構造及び先住民が被っている構造的不正義を維持する物質的およびイデオロギー的条件を特定して改革することを可能にする限りにおいて、再発防止の保証である。

13. 現在の移行期正義に関する制度の中には 1975 年に設立され重大な人権侵

---

[6] Jennifer Balint and Julie Evans, *Transitional Justice and Settler States* (Sydney, Institute of Criminology, Sydney Law School, University of Sydney, 2011), p. 6.参照。 下記に掲載されている。 https://ses.library.usyd.edu.au/bitstream/handle/2123/7361/Balint%20and%20Evans%20ANZ-CCC2010.pdf?sequence=1.

[7] 同上

害に対する真相究明、賠償、その他の対応を行っているニュージーランドのワイタンギ法廷のように何年も前に設立されたものもある。より最近ではオーストラリア、ベルギー、カナダ、グリーンランド、ノルウェー、スウェーデンなどで植民地時代の遺産に対処する移行期正義の制度が構築されている。

14.　本項で言及することができるその他の状況として、いくつかのラテンアメリカ諸国、パレスチナ占領地、西サハラ、（日本は彼らを先住民と認めていないが）住民の多数が琉球人（または沖縄人）である沖縄島のように、入植者が領域に到着し先住民を追放したが、これらの先住民が総人口の高い割合を占め続けているような状況もある。

15.　特にブラジル、コロンビア、米国のように社会経済的に大きな影響が残っている植民国家では、組織的な人種差別、警察による暴力、犯罪化、貧困、機会の欠如に苦しむ者に占めるアフリカ系住民の不均衡な高比率を含む、経済が直面している奴隷制に起因する問題を強調することも重要である。現在の米国ではアフリカ系アメリカ人が何世紀にもわたって受けてきた組織的な抑圧、警察による暴力、人種的不正義に立ち向かうための重要な枠組みとみなされている移行期正義が必要である。これは市民や社会運動（ブラック・ライブズ・マターなど）が求める警察改革、刑事訴追、真相究明委員会の設立、南部連合の像やシンボルの撤去、賠償金の支払いなどに対応することに役立つと考えられる。2021 年 4 月 14 日、下院の司法委員会はアフリカ系アメリカ人のための賠償提案を研究・開発する委員会法（法案 H.R.40）を下院に付託し本格的に審議することを決議した。その他にも真実、賠償、正義に関する公的な取り組みが地方、自治体、州、連邦レベルで行われている。

B.　旧植民地独立国

16.　第 2 のカテゴリーは、植民地帝国は撤退したものの権力構造、特定民族の疎外、土地の収用が有効であり続けている状況である。これはアフリカ大陸のいくつかの独立国のケースである。

17.　この状況で設立された移行期正義の措置は旧植民地支配国と旧植民地独立国との間の対話を必要とし、その措置の性質はこれらの主体のいずれが対話のプロセスを開始するか、またその動機、例えばそれが被害者の要請によるものか、市民社会の要請によるものか、あるいはその両方によるものかに依存することになる。

18.　ドイツとナミビアの最近の合意は被害を受けたコミュニティの参加を得ずに交渉されたものであったが、ヘレロ人とナマ人に対するジェノサイドを（一部留保付きではあるが）認め、公式謝罪と補償としての開発援助が含まれている[8]。

19.　これらのケースには2つの国家が関与しているため、過去の、または継続的な権利侵害への対応について双方が妥協すべき義務と期待がある。被害者に効果的な救済策を提供し、責任を追及し、真実と記憶に貢献し、公文書への無制限のアクセスを容易にし、被害者に賠償金を支払う義務は明らかに旧植民地支配国に課せられている。

20.　新たな国家レベルの管理者として独立を果たした国家は義務も負わなければならない。これらの義務は植民地支配国が行った行為に対する責任を含むものではなく、被害者に対するリハビリテーション、社会経済的再統合、司法・教育・保健・基本的サービスへのアクセスの保障、さらには真相究明と記念に関するものである。司法に関しては例えば被害者の強制移住や収奪を伴う重大な人権侵害に関与した入植者のような（生存している）加害者が新たに独立した国の管轄内に留まっている場合、国家はこれらの加害者の責任を追及する義務を負っている。その際には国内の司法機関の能力開発や超国家的または国際的な責任追及機構の設立を通じて国際社会の支援を受けるべきである。

21.　2021 年 1 月、大韓民国ソウルの裁判所は「慰安婦」の組織的な性奴隷化について日本に法的責任を求める判決を下した。しかし2021年4月には被害者グループが日本政府に対して提起した損害賠償請求を却下した。

IV.　植民地支配と歴史的不正に起因する人権侵害に対処するための移行期正義の構成要素

A.　責任追及

22.　人権および国際人道法の重大な違反に対する責任を追及することは国際人権法上の義務である。慣習国際法もジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する

[8] この問題に関する請願書は下記で閲覧できる: www.change.org/p/the- president-of-the-republic-of-namibia-no-bilateral-genocide-negotiations-we-demand-global- ovaherero-nama-representation.

罪を調査し処罰する義務を定めている。

23.　旧植民地支配国の中には申し立てられた行為の時点で有効であった刑法の規則のみが適用されるという時際法の原則を援用し、国際軍事法廷のニュルンベルグ憲章、世界人権宣言、ジェノサイド、戦争犯罪、人道に対する罪などの国際刑事法上の犯罪としての指定以前の犯罪に対する訴追の可能性を排除している国もある。しかし、第二次世界大戦中に行われた特定の人権侵害はその分類が事後的であるにもかかわらず、平和に対する罪、戦争犯罪、人道に対する罪に分類されたのである。

24.　民間人への爆撃、住民の一部の強制移住、大量の投獄、拷問、強制失踪などを通じて植民地支配国からの挑戦を受けたインドシナ、東南アジア、アフリカでの独立闘争のように、国際人権法の規範的発展が始まった後に行われた犯罪に対する国家責任を受け入れるという問題も提起される[9]。

25.　戦争犯罪や人道に対する罪の実行はこの時期の植民地戦争に共通する特徴であったが、「国内法廷や国際法廷で植民地犯罪を調査したり、生存加害者を処罰したり、関与した政府を制裁したり、犯罪によって引き起こされた現在進行中の健康問題に対して被害者を補償したりするための真剣な努力は行われたことがない」[10]。

26.　フランスでは 1968 年の恩赦法と人道に対する罪の限定的な定義によりアルジェリアで行われた拷問その他の犯罪が不問に付されている[11]。ベルギーではパトリス・ルムンバの死についてのベルギー人将校に対する告発が 10 年間も予審段階で保留されたままになっている[12]。

27.　ケニアのマウマウ・コミュニティの被害者が起こした訴訟において、実

---

[9] Wolfgang Kalek, “Double standards: international criminal law and the West”, FICHL Publication Series No. 26 (2015), pp. 25–33, 下記に掲載 www.toaep.org/ps-pdf/26-kaleck; および Morten Bergsmo, Wolfgang Kaleck and Kyaw Yin Hlaing (eds.), *Colonial Wrongs and Access to International Law* (Brussels, Torkel Opsahl Academic EPublisher, TOAEP publication seriesNo. 40, 2020), pp. 10–12, 下記に掲載 www.toaep.org/ps-pdf/40-bergsmo-kaleck-kyaw.

[10] Morten Bergsmo, p. 12.

[11] Stiina Löytömäki, “The law and collective memory of colonialism: France and the case of ‘belated’ transitional justice”, *International Journal of Transitional Justice*, vol. 7, 2013, 205–223, in particular p. 221.

[12] 責任追及に関する特別報告者の質問書に対する市民社会の回答，下記に掲載 www.ohchr.org/EN/Issues/TruthJusticeReparation/Pages/CallLegacyColonialism.aspx.

行された重大な人権侵害に対する国家責任は継承国が負うべきであり時間の経過により刑事訴追には時効が適用されるという英国政府の抗弁を英国高等裁判所は否定した[13]。2013 年、政府は 2,000 万ポンドの賠償金、被害に対する謝罪、ナイロビに記念碑を建てることを提示し紛争の解決に合意した。しかしその後の裁判所の判決では 1980 年に制定された時効法が適用され、他のケニア人被害者は請求権を行使できなくなっている[14]。

28. オランダではインドネシア独立戦争（1945 年～1950 年）の際にオランダ軍兵士が行った侵害行為についてオランダ政府の提出した時効の主張を裁判所が退けた。これを受けてオランダ政府は未亡人と処刑されたスラウェシ島の男性 11 人の親族及び戦争中に処刑されたすべてのインドネシア人の遺児に 5,000 ユーロの補償を約束した[15]。

29. 旧植民地支配国の主張は以下の文書で定められている戦争犯罪、人道に対する罪、人権および国際人道法の重大な違反に対する時効適用の禁止に反している。
(i) 戦争犯罪及び人道に対する罪に対する時効不適用に関する条約
(ii) 国際人道法の慣習的規則 [16]
(iii) 不処罰と戦う行動を通じた人権の保護と促進のためのアップデートされた原則群[17]
(iv) 国際人権法の重大な違反および国際人道法の重大な違反の犠牲者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則およびガイドライン[18]

米州人権裁判所はバリオス・アルトス対ペルー事件やドスエレス虐殺対グアテ

---

[13] Théophraste Fady, “The Mau Mau case: post-colonial justice on the Strand”, *Strandlines*, 7 October 2019, 下記に掲載 www.strandlines.london/2019/10/07/post-colonial-justice-on-the- strand; 及び Leigh Day, “The Mau Mau case: five years on”, 下記に掲載 www.lexology.com/library/detail.aspx?g=a376823b-224d-4551-821d-abb7f32c8065.参照

[14] 下記に掲載されている KEN 3/2021 and GBR 5/2021, の書簡参照 https://spcommreports.ohchr.org/Tmsearch/TMDocuments.

[15] 下記に掲載されている ロイター通信, “Netherlands offers compensation to children of executed Indonesians”, 19 October2020, 参照 www.reuters.com/article/us-netherlands-indonesia-compensation-idUSKBN2741XY.

[16] 下記に掲載されている Jean-Marie Henckaerts and Louise Doswald-Beck, *Customary International Humanitarian Law*, vol. 1 (Geneva, International Committee of the Red Cross, and Cambridge, Cambridge University Press, 2005), pp. 614–618, www.icrc.org/en/doc/assets/files/other/ customary-international-humanitarian-law-i-icrc-eng.pdf.参照

[17] E/CN.4/2005/102/Add.1, 原則 23

[18] 総会決議 60/147, 別紙, 原則 6

マラ事件など、いくつかの判決で時効の適用を否定した[19]。

30.　また、継続的な性質の犯罪もあることに留意すべきである。植民地時代の多くの反植民地抵抗運動家などが強制失踪の犠牲者となった。強制失踪は逮捕された瞬間に始まり、国家がその人の拘束を認めて完全な保障のある合法的な拘束に転換するか、その人が生きて発見されるか、その人の遺体が発見されるまで続く典型的な継続的犯罪である。したがって「不遡及の基本原則にかかわらず、強制失踪が始まった後に制定された法律文書に基づいて失踪の実行者を有罪にすることができる」[20]。

31.　また、国際人権法および国際人道法に対する違反はそれを実行した国家、この場合は植民地支配国の責任であることも強調されるべきである。違反行為が行われた当時、植民地や保護領は植民地支配国によって管理されていた従属領域であり、独自の国際的な法人格を有していなかった。植民地の地位を考慮すると、そこから生まれた独立国に責任が引き継がれたとは言えない。しかし新国家は再発防止やその他の措置に関して重要な役割を担っている。

32.　経過した時の長さのため、また加害者、被害者、証人の死亡のため、多くの場合、もはや加害者を訴追し有罪判決を下すということは選択肢にならない[21]。この限界を考慮すると、移行期正義の他の構成要素を適切に発展させることがより重要である。

B.　真相

33.　真相究明活動は過去の人権侵害に光を当て、情報を集め、不処罰と戦い、法の支配を回復し、和解を促進することに貢献する[22]。特に植民地の状況では真実を語ることは賠償の一部をなすものとしても理解されるべきである。

34.　真相究明委員会が設置される際、どこまでさかのぼって調査すべきかがしばしば問題になる。この問題は植民地時代に行われた人権侵害を扱う場合には

---

[19] 米州人権裁判所, *Case of Barrios Altos v. Peru, Judgment of 14 March 2001 (Merits)*, para. 41, and *Case of the "Las Dos Erres" Massacre v. Guatemala, Judgment of 24 November 2009 (Preliminary objection, merits, reparations and costs)*, para. 233 (a).

[20] A/HRC/16/48, p. 12, para. 5.

[21] Morten Bergsmo, p. 38.

[22] A/HRC/24/42, para. 20.

特に無理からぬものである。

35.　伝統的な移行期正義のプロセスの多くは植民地時代に行われた権利侵害を対象外とする近視眼的なものであった。東ティモールでは土地を奪われたのは植民地時代であり、その後の構造的な不公平につながったにもかわらず、1975年のインドネシアによる侵攻後の被害に焦点を当てて分析が行われた。南アフリカでは1948年に国民党が政権を掌握した後の被害に焦点が当てられたが、人種隔離政策の初期の輪郭を確立したオランダとイギリスの複雑な植民地搾取の歴史は検証されなかった。ルワンダではベルギーの植民地時代の過去が1994年の大虐殺に影響を与えたという認識があったにもかかわらず、この問題は国内・国際レベルの法的手続では議論されなかった。

36.　時限的な委任は植民地時代の過去を検証しないように真相究明委員会に課せられた制限を示すものである。過去40年間に移行期の状況で設立された40以上の真相究明委員会のうち、植民地時代を扱ったり、その時代に根ざした経済的・社会的不正義を検証したものはほとんどない。

37.　これらの委員会の中でも卓越しているのは（紛争や権威主義体制の後の）古典的な移行期に設立され、被った権利侵害をより包括的に調査したいくつかの真相究明メカニズムである。侵害を救済するための賠償や経済改革にはつながらなかったとはいえ、ケニア、リベリア、シエラレオネの委員会は経済的、社会的、文化的権利の侵害と、それを引き起こした経済的不正義を検証した。

38.　植民地時代の過去とその現在への影響の調査を始めているいくつかの真相究明委員会もある。モーリシャスの「真実と正義委員会」（2009 年～2011 年）ではさまざまな植民地時代を含め1638年以来の奴隷制の遺産の影響を検証した。チュニジアの「真実と尊厳委員会」はその受任事項に独立前の期間を含んでいた。大韓民国の「真実和解委員会」は 1905 年から 2005 年までの期間を検証した。コロンビアの「真実究明、共存、再発防止委員会」は先住民コミュニティの経験を含め、紛争の起源を解明することを目指している。ブルンジの「真実と和解委員会」の任務は1885年以降に行われた植民地犯罪の調査に拡大された。

39.　とはいえ、植民地時代の過去に対するこうしたアプローチの中には表面的なものや不十分なものもあった。リベリアの「真実和解委員会」の最終報告書は同国で起きた紛争の根源を研究したが、紛争を助長した植民地時代の構造的な問題に対処するには至らなかった。ケニアの「真実・正義・和解委員会」

は国家設立における植民地主義の役割を調査したが、その一時的な管轄権はケニアが独立した日からしか有効ではない。

40.　いくつかの古典的な移行期の状況で採用されたプロセスのほかに、植民国家や旧植民地支配国で先住民が被った植民地時代の遺産を取り上げることを明確な目的として真相究明委員会が設立されている。

41.　カナダでは 1500 年から 1996 年までを調査した「王立先住民委員会」（1991 年～1996 年）、1874 年から 1996 年までに先住民学校で起きた人権侵害を調査した「カナダの真実和解委員会」（2009 年～2015 年）、「失踪し虐殺された先住民女性と少女に関する全国調査」（2016 年～2019 年）が設けられた。オーストラリアではアボリジニとトレス海峡諸島民の子どもが家族から引き離された問題を調査するための「人権・機会均等委員会」（1995 年～1997 年）とヨーロッパによる植民地化がビクトリア州のアボリジニ・コミュニティに与えた影響を調査するための「ユルーク正義委員会」が設立された（2021 年から現在まで）。

42.　スカンジナビアではグリーンランド和解委員会（2014 年～2017 年）、サーミ人とクヴェン人（ノルウェーのフィンランド人）に対するノルウェー化政策と不正を調査する委員会（2018 年～現在）、スウェーデンのトルネダリアン、クヴェン人、ランタライセット人のための真実和解委員会（2020 年から現在まで）のような、先住民が被った土地収奪と同化政策を調査する機構が設立され、スウェーデンのサーミ・コミュニティのための真相究明委員会、フィンランドのサーミ人のための真実和解委員会の設立も計画されている。

43.　旧植民地支配国でも真相究明の取り組みが行われた。2020 年 7 月、ベルギー連邦議会はブラック・ライヴズ・マター運動に呼応して、自国の植民地時代の過去を検証する特別委員会を設置した[23]。最近ではフランス大統領がアルジェリアにおける植民地時代の歴史を検証する「記憶と真実の委員会」を設置し、当時の機密文書を公開すると報告した[24]。

44.　独立を果たした国も真相究明の取組みを行わねばならない。例えば 2019 年、ケニア国家土地委員会はキプシギス人とタライ人が植民地時代に行われた

---

[23] 特別報告者の質問書に対する市民社会の回答.

[24] “France is confronting its history in Algeria”, *The Economist*, 15 May 2021, 下記に掲載 www.economist.com/international/2021/05/13/france-is-confronting-its-history-in-algeria.

歴史的な不正の犠牲者であると認め、英国政府、ケニア政府、およびこれらの犠牲者から収用した土地の所有権を維持している多国籍企業に対する勧告を採択した。ニジェールでは影響を受けたコミュニティが何世代にもわたってコミュニティに基礎をおいた非公式な調査を行ってきたにもかかわらず植民地時代の過去に関する正式な真相究明の措置は創設されていない[25]。

45.　植民地時代の過去や奴隷制に起因する人権侵害を検討するための真相究明委員会は行われた違反行為、その結果としての行動様式、関係する権力構造、また今日にも影響を及ぼし、または継続している植民地時代の慣習や基準、プロセスについての事実関係を適切に立証するために設置すべきである。

46.　植民地時代の遺産に満足に対処するためには真相究明委員会は過去の違反行為と（現在の経済的・社会的不公正や未解決の不満や要求などの）現在の出来事との間の関連性を明らかにする事実を優先すべきである。この関連性が確立されなければ真相究明活動は政治的・歴史的な信頼性を失う可能性がある。これは簡単なことではない。数十年、数世紀にわたる出来事の連鎖や、その性質上さまざまな解釈が可能な事実が存在し、本格的で詳細な研究が必要となる場合があるからである。

47.　カナダで失踪し虐殺された先住民の女性と少女に関する全国調査では歴史的に先住民か受けた苦痛を取り上げ、先住民の女性と少女に対する現代の身体的暴力を植民地被害のより広い状況の中に位置づけることができた[26]。

48.　先住民の子どもたちが通っていた寄宿学校の跡地に数百人の子どもたちが埋葬されているのが発見されたことを受けてカナダの先住民が起こした訴訟のように、真実を徹底的に追求するためには法医学的な調査が必要になることもある。

49.　同時に、先住民やアフリカ系の人々に対する差別、抑圧、収奪、疎外の政策がどのような理由と方法で行われたのか、また、何がそれらの政策の継続を助長したのかを検証する必要がある。旧植民地独立国の場合、独立時に権力構造は改革されたものの、これらの政策の一部が継続して適用されていなかっ

---

[25] 特別報告者の質問書に対する市民社会の回答.

[26] National Inquiry into Missing and Murdered Indigenous Women and Girls, *Reclaiming Power and Place: The Final Report of the National Inquiry into Missing and Murdered Indigenous Women and Girls*, vol. 1a, 下記に掲載 www.mmiwg-ffada.ca/wp-content/uploads/2019/06/ Final_Report_Vol_1a-1.pdf.

たか、それらがその後の紛争や人権侵害の発生にどのように影響したかを分析することが重要である。多くの場合、被害を受けたコミュニティに対する疎外が独立後も続いていた。

50.　真相究明委員会の成功と植民地時代の遺産に取り組むプロセスの持続性のためには影響を受けたコミュニティの移行期正義のプロセスの設計から効果的な実施の監視に至るまでの全面的な参加が不可欠である。ベルギーの市民社会と旧植民地からの移民は同国の植民地時代の過去を検証するために設置された委員会の設立に関与していない[27]。

51.　ユルーク正義委員会は幅広いアプローチと被害を受けたコミュニティの関与の好例である。委員会の 5 人のメンバーのうち 3 人がビクトリア州の先住民で委員長を含む 3 人が女性である。先住民コミュニティによる長年の活動を経て設立された同委員会は植民地化以降にビクトリア州の先住民に対して行われた歴史的な組織的不正（文化遺産の破壊、虐殺、戦争、子どもの強制移送など）と現在の組織的不正（警察の問題、若者を含む犯罪化の問題、子どもの保護や健康、医療の欠如など）を調査する。委員会は効果的かつ公正で文化的に適切な方法で歴史的不正義を認識し是正する方法を決定する[28]。

52.　情報へのアクセスを確保し事実調査を容易にするために、植民国家、旧植民地支配国、旧植民地独立国は必要な情報や公文書への無制限のアクセスを提供することにより真相究明委員会の活動に全面的かつ誠実に協力すべきである。旧植民地支配国、特にベルギーやイギリスでは公文書へのアクセスに問題があった[29]。また、ローマ教皇庁は特定の植民地の状況下において設立されたカトリック施設で行われた一連の権利侵害を明らかにする可能性のあるローマ教皇庁の管理下の公文書へのアクセスに協力することが重要である。

53.　植民地時代に行われた恥ずべき犯罪を否定する動きが広がっている。真相究明とその出版・普及はこのような否定論と闘うための重要な手段である。

---

[27] 特別報告者の質問書に対する市民社会の回答.

[28] 下記に掲載されている First People's Assembly of Victoria, "Yoo-rrook Justice Commission" www.firstpeoplesvic.org/our-work/truth-telling/yoo-rrook-justice-commission/,,及び下記に掲載されている Government of Victoria, "Truth and Justice in Victoria", www.aboriginalvictoria.vic.gov.au/truth-and-justice.

[29] 特別報告者の質問書に対する市民社会の回答. 下記に掲載されている Théophraste Fady, "The Mau Mau case: post-colonial justice on the Strand", *Strandlines*, 7 October 2019,も参照 www.strandlines.london/2019/10/07/post-colonial-justice-on-the-strand.

54.　特別報告者は真相究明は不可欠な要素であるとはいえ、移行期正義のプロセスの終着点ではないことを想起する。被害者はしばしば真相の暴露が他の必要な対応につながるという正当な期待を抱いている。移行期正義はその複数の構成要素と全体的なアプローチによってそうした期待に応えることができる。平和構築のプロセスを強化するため、このような救済措置が弁解なしに提供されるべきである。

C.　賠償

55.　賠償は被害者に直接利益をもたらすことを当初からの目的とする移行期正義の構成要素である。ある措置が賠償とみなされるためには責任を認め、被害者が被った損害の救済を目的とし、真実、正義、再発防止の保証と具体的に結びついていなければならない[30]。

56.　救済と賠償の権利の国際的な法的根拠は現在各国に広く受け入れられている複雑な国際人権文書の集合体の中にしっかりと示された[31]。2005 年に総会でコンセンサスを得て採択された「国際人権法の重大な違反および国際人道法の重大な違反の被害者に対する救済および賠償の権利に関する基本原則およびガイドライン」は国際社会ですでに認められている権利を成文化したものである[32]。

57.　植民地主義や奴隷制等の人種的不公正に起因する権利侵害の状況では賠償にはいくつもの課題がある。一方で賠償の構成要素のひとつである返還は犯した権利侵害が重大で取り返しがつかないこと、また完全な原状回復、すなわち占領前の状況の回復が不可能であることを考慮すると達成困難である。ただし収用された土地や文化遺産の返還など、いくつかの形態の返還は可能であり、通常はこのような状況下で要求される。さらに侵害が大規模に行われ直接の被害者だけでなくその子孫にまで影響を及ぼしている場合、特に経済的・社会的・文化的権利の侵害についてはどの被害者を賠償の受益者とすべきか決定することは困難である。

---

[30] A/69/518. paras.3 and 11.

[31] 世界人権宣言（第 8 条）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（第 2 条）、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（第 6 条）、拷問及びその他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約（第 14 条）、児童の権利に関する条約（第 39 条）、陸戦の法規及び慣習に関するハーグ条約（第 3 条）、1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約追加議定書（第 4 条）国際武力紛争の犠牲者の保護に関する 1949 年 8 月 12 日のジュネーブ条約追加議定書（91 条）、国際刑事裁判所ローマ規程（68 条、75 条）.

[32] A/69/518, para. 18.

58.　1997 年に El Hadji Guissé が作成した人権侵害の加害者の不処罰に関する国連人権委員会の最終報告書は「犠牲者」の定義を子孫や経済的・社会的・文化的権利の侵害にまで拡大することについての重要な議論のきっかけとなった[33]。しかし 2005 年の基本原則・ガイドラインでは経済的損失は認められた被害の中に含まれていたが、「被害者」の定義は個人的または集団的な侵害によって直接被害を受けた者とその近親者に限定された[34]。国際刑事裁判所規程は「賠償の目的ためには生活計画の喪失、家族やコミュニティの個々のメンバーが集団的に被ったものなど、世代を超えたトラウマにより被害者個人が被ったものでなければならない。さらに、申し立てられた被害と被告が有罪判決を受けた犯罪との間の因果関係が立証される必要がある」としている[35]。

59.　さらに、旧植民地支配国が法的責任を黙示的に認めたと見られないために、被害者に提供される補償が賠償であることを認めないことも障害となっている。権利侵害があったこと、そしてその侵害が今日の体系的な不平等や侵害の原因になっている可能性があることを認めることは道徳的、歴史的、政治的な責任を認めることにつながるが、それが前例になることを恐れているため、いかなる状況でも法的責任を認めることはつながらない。そのため過去の権利侵害に対する賠償の代わりに、開発協力などの責任の意味を含まない手段を通して援助が行われる。

60.　しかし開発援助は植民地時代の服従のヒエラルキーに基づいた経済的・政治的システムを永続、強化するものであり、真の賠償ではない。これとは対照的に賠償は旧植民地支配国が旧植民地に対して債務を負っていることを意味する。一方、前任者が明らかにしたように開発プログラムは厳密には賠償プログラムではない。なぜなら開発プログラムは特に被害者を対象としておらず、その目的は受益者の必ずしも被害者としてではなく、市民の権利としての基本的かつ緊急の必要を満たすことにあるからである[36]。

61.　最近のドイツとナミビアの共同宣言でドイツは開発と復興を支援するプログラムの枠組みで今後 30 年間に 11 億ユーロを提供することを表明した。し

---

[33] E/CN.4/Sub.2/1997/8.

[34] 総会決議 60/147, 別紙, 原則 8.

[35] 国際刑事裁判所, *The Prosecutor v. Bosco Ntaganda; Public Reparations Order, March 2021, ICC-01/04–02/06, para. 75, 下記に掲載* www.icc-cpi.int/CourtRecords/CR2021_01889.PDF.

[36] A/69/518, para. 41.

かしドイツは賠償については一切触れず、道義的責任のみを認めている[37]。

62.　注目すべきは 2019 年に欧州議会が欧州におけるアフリカ系の人々の基本的権利に関する決議を採択し、その中で「一部の加盟国が過去の不正や人道に対する罪に対して意味深く効果的な補償に向けた措置を講じていることを想起する」「EU 機関とその他の加盟国がこの例に倣うことを求める」としていることである[38]。

原状回復

63.　植民地化された人々から収奪した土地の返還は植民地主義の犠牲者のための賠償要求の中心的な問題である。入植者が占拠した土地に定住した国でも独立戦争に敗れた後に入植者の大部分が植民地から退去した国でも先祖代々の土地から追放された植民地の人々は彼らの土地を回収しなかった。それどころか、これらの土地は何十年、何百年もの間、入植者政府や先住民殺害や土地奪取に関わった人々、さらには多国籍企業の手に渡ったままであった。そのため先祖代々の土地や天然資源を奪われたコミュニティは生活、仕事、生計、基本的サービス、文化的ルーツ、社会的結束力を奪われ、何世代にもわたって貧困と排除に陥ってきた。

64.　特別報告者は植民地化された犠牲者の人々から、彼らの将来の世代に人権への完全なアクセスの未来を切り開くために自分たちが受けた権利侵害に対する医学的・心理社会的リハビリテーション、土地の返還、何十年にもわたって苦しんだ貧困からの脱出を可能にする賠償を緊急に必要としているという詳細で切実な証言を聞いた。

65.　ケニアでは国立土地委員会がキプシギス人とタライ人の状況について他の措置と並んで特に以下の措置を勧告した。
(a) 英国政府は被害者に謝罪し被害者に直接賠償金を支払うこと。
(b)　ケニア政府はケニアの独立後に返還されるべきだったキプシギス人とタライ人の土地が違法に奪われたことを正式に認めること。
(c)　英国政府とその土地に立地する多国籍製茶企業が学校、病院、道路、博物館、大学を建設し、水道や電気などのサービスを提供することにより、被害者の苦痛を和らげ、補償すること。

---

[37] ドイツ連邦共和国とナミビア共和国の共同宣言, 下記に掲載 www.dngev.de/images/stories/Startseite/joint-declaration_2021-05.pdf.

[38] 決議 2018/2899 (RSP) of 26 March 2019.

(d) 多国籍企業は商業的な相場で土地を借りること。
(e) 期限の切れた借地は関係国政府の合意なしに更新されないこと。
(f) ケニア政府はキプシギス人とタライ人のコミュニティの人々が再定住するための土地を確定し、取得すること。

66. この種の機関は被害者やその子孫が自国や植民地支配国の裁判所で効果的な救済を受ける権利を行使できないときに、それに代わる救済手段を確保する上で非常に重要な役割を果たす。

67. 工芸品、記念碑、考古学的遺物など、先住民の略奪された文化遺産の返還は植民地支配後の状況や植民国家における賠償のもう一つの不可欠で現在も未解決な要素である。例えば沖縄の人々は 1928 年と 1929 年に墓から掘り出されて日本に持ち去られた 26 体の遺骨の返還を求めている。先住民の権利に関する国連宣言は国家は「関係する先住民と連携して公平で透明性のある効果的措置を通じて儀式用具と遺骨のアクセス（到達もしくは入手し利用する）および／または返還を可能にする」という義務を促進するよう努めなければならないと要求している[39]。

68. ニュージーランドでは 1975 年に制定された保護対象物法（Protected Objects Act 1975）により、植民地時代に国外に持ち出された遺骨の返還を積極的に求めている。ニュージーランド国立博物館の「カランガアオテアロア本国送還プログラム」によって世界の 40 以上の博物館からマオリの遺骨を回収することが可能になった。オーストラリア政府と博物館は考古学的遺物の返還を促進するため他国との協定やプログラムを策定している。米国では 1990 年に NAGPRA（アメリカ先住民の墓の保護と返還に関する法律）が制定された。

69. ヨーロッパのいくつかの国では本国送還に対する制度的・法的な躊躇や障害が憂慮すべき形で表れている[40]。しかし最近ではバーミンガム大学とバーミンガム博物館・美術館で発見されたアボリジニの遺骨コレクションがオーストラリアの伝統的な所有者に返還された。2021 年 4 月にドイツとナイジェリアの文化・外務省が発表したとおり、ドイツは 2022 年からベニン銅貨のナイジェリアへの返還を開始する。スイスの多くの博物館が植民地時代の遺物に対する

---

[39] 総会決議 61/295, 別紙, art. 12, para. 2

[40] 国際博物館会議 ,“International repatriation of human remains of indigenous peoples”, 8 August 2018, 下記に掲載 https://icom.museum/en/news/international-repatriation-of- human-remains-of-indigenous-peoples/.

返還請求に直面している。スイスの 8 つの博物館が「ベナン・スイス・イニシアティブ」に参加し、ブロンズ像の出所調査を強化し、ナイジェリアとの対話を行うことを目指している。スウェーデンはメキシコのヤキ・プエブロと協定を結びマーソ・コバをはじめとするヤキ・コレクションの本国送還を開始した。

リハビリテーション

70.　植民地主義の被害者のリハビリテーションは未だに懸案事項であり緊急の課題である。多くの植民地後の環境や植民国家において重大な人権侵害の被害者は自分が経験したトラウマに対処できるような医学的・心理社会的リハビリテーションを受けていない。その結果、被害者は何十年にもわたって心的外傷後ストレス障害、うつ病、依存症などを含むトラウマに伴う身体上の損傷や心身の健康問題に苦しんできた。カナダの先住民寄宿学校の被害者たちはこれらの症状の多くを報告している。研究によると、寄宿学校の生存者とその子孫は健康状態が悪いことが観察されている[41]。特別報告者はケニアのキプシギス人とタライ人の被害者から、同じような心身の影響を受け脱植民地化以降の数十年間リハビリテーションの措置が提供されなかったとの証言を聞いた[42]。

71.　植民地支配国または植民国家の政府は被害者に対してリハビリテーションの形での賠償を行うべきである。旧植民地独立国の政府は自国における経済的・社会的権利の保障者としてこれらの収奪された人々の緊急の必要に応える義務がある。

満足

72.　公的な謝罪は植民地化された人々の損害を賠償するための不可欠な要素である。これについては謝罪の性質と事実の承認、謝罪を行う当局、受け入れた責任、謝罪のプロセスへの被害者の参加と受容を分析することが重要である。謝罪の効果は被害を受けたコミュニティや被害者の子孫が謝罪のプロセスに参加し、謝罪が真正のものであると認識したか否かによって決定的に異なる。一方で謝罪のジェスチャーが他の賠償手段や真相究明や記念等の移行期正義の措置と結びついていない場合には単なる象徴的なものに留まることになる[43]。

---

[41] CBS News, “Residential school survivors and their descendants show poorer health outcomes: survey”, 14 March 2018, 下記に掲載 www.cbc.ca/news/politics/residential-school-health-survey-1.4576430.

[42] 下記に掲載されている KEN 3/2021 and GBR 5/2021,の書簡参照 https://spcommreports.ohchr.org/Tmsearch/TMDocuments.

[43] document A/74/147.にこれに関する勧告がある。

73.　カナダ政府は2008年、2017年、2020年に先住民寄宿学校においてカナダが果たした役割について先住民に謝罪した[44]。ベルギー政府は植民地時代にベルギーが犯した過ちが 1994 年のツチ人大虐殺の一因となったこと、1959 年から1962年にかけてコンゴから何千人もの混血児を誘拐したこと、パトリス・ルムンバの暗殺においてベルギーが果たした役割について謝罪した。ただしこれらの謝罪は賠償を伴っておらず、一部のコミュニティでは不十分だと考えられている[45]。オーストラリア政府は 2008 年、オーストラリア先住民、特に「盗まれた世代」に対する組織的な抑圧と人種差別について謝罪した。オランダ国王は2020年3月、インドネシアに対して、植民地支配下で行われた政治的暴力について謝罪した。英国は被害者団体との和解の一環としてケニアに謝罪した[46]。メキシコ政府はマヤ人に対し植民地支配下と独立後に行われた虐待について謝罪しスペイン政府およびローマ教皇庁にも同様の謝罪を求めたが、マヤ・コミュニティは賠償が含まれていないことを理由に謝罪を拒否した[47]。ドイツはナミビアとの合意の中で謝罪を行ったが、ナマ人およびヘレロ人のコミュニティはこのプロセスを批判した[48]。

補償

74.　最後に、賠償の一形態として旧植民地の債務取消の可能性を真剣に検討することができる。この措置を支持する意見は植民地主義と奴隷制が旧植民地の政府債務を生み出した原因であり、したがってその債務の取消は収益の喪失、すなわち被った損害による潜在的な収入減少に対する補償の一形態となることを強調する。

D.　記念

75.　過去の侵害、それが起こった状況、そして被害者が受けた損害を記念する措置は移行期正義の基本的な手段であり、暴力的な過去に対処し和解を促進しようとするあらゆる仕組に不可欠の要素である。このような措置は植民地時

---

[44] カナダ政府, “Statement of apology to former students of Indian Residential Schools”, 11 June 2008, 下記に掲載 www.rcaanc-cirnac.gc.ca/eng/1100100015644/1571589171655.

[45] 特別報告者の質問書に対する市民社会の回答.

[46] Government of the United Kingdom, “Statement to Parliament on settlements of Mau Mau claims”, 6 June 2013, 下記に掲載されている www.gov.uk/government/news/statement-to-parliament-on- settlement-of-mau-mau-claims.

[47] 特別報告者の質問書に対する市民社会の回答.

[48] 下記に掲載されている請願書参照 www.change.org/p/the-president-of-the-republic-of-namibia-no-bilateral-genocide-negotiations-we-demand-global-ovaherero-nama-representation.

代の遺産を特徴づける長年の不満を考慮すると、今回調査した状況では特に重要である。植民国家、旧植民地支配国、旧植民地独立国は発生した権利侵害、それを引き起こした事情、傾向、責任、その現在への影響と被害者が受けた損害を記念する公的な措置を実施することが不可欠である。

76.　ケニアで影響を受けたコミュニティの参加を得て英国の費用負担により行われたマウマウ・コミュニティが受けた権利侵害を記念する取組は承認と賠償を伴いコミュニティにとって意味のある記念の興味深い例である[49]。もうひとつの例はリバプールの国際奴隷制博物館の設立である[50]。

77.　権利侵害を記念するための措置を講じるだけでなく、特に植民国家において植民地主義を記念する方法を見直すことも重要である。これらの国の多くではキャプテン・クックの上陸を記念する「オーストラリア・デー」や、いくつかのラテンアメリカ諸国における「人種の日」または「アメリカ発見の日」のように、先住民に対して攻撃的な式典が続けられている。しかし、この誤りを正そうとする国家的な取組みも行われている。例えばオーストラリアでは毎年 5 月 26 日に「ナショナル・ソーリー・デイ」が開催され、先住民に対する虐待を記憶するようにしている。

78.　植民地時代や当時活躍した人物を称える像は多くの旧植民地支配国や植民国家、さらには独立国にも残されている。ニジェールのメイ・ジルギ村の中央広場には何万人もの人々が虐殺された中央アフリカ・ミッションを行ったフランス兵の墓が保存されているが、犠牲者の記念碑はない[51]。これらは植民地主義の遺産に対する認識が不十分で歴史的記録や教育カリキュラムに十分に反映されていないことを示している。最近、世界各地で植民地主義の記念物の撤去を求める市民社会の活動が始まっている。英国のブリストルのコルストンホールは奴隷商人にちなんで名付けられたが、何十年にもわたる抗議活動とブラック・ライヴズ・マターのデモ参加者によるコルストン像の倒壊を経て名称が変更された[52]。

79.　記念の措置では被害者の参加が極めて重要である。さらにこれらの措置

---

[49] Museum of British Colonialism, “Visit to the Mau-Mau Memorial”, 11 July, 下記に掲載 https://www.museumofbritishcolonialism.org/ourblog/2018/7/11/visit-to-the-mau-mau-memorial

[50] 国際奴隷制博物館, www.liverpoolmuseums.org.uk/international-slavery-museum.

[51] 特別報告者の質問書に対する市民社会の回答.

[52] 同上.

の中には被害者やその家族の主導で行われてきたものもあり得るが、それらは公的に推進・支援されるべきである。米国ではリパン・アパッチのコミュニティが受けた被害に関する最も重要な記念措置は市民社会から生まれた[53]。

80.　いずれにせよ犠牲者にとって無意味な記念式典の開催によって議論を終わらせないことが重要である。チュニジアでは独立のために戦った人々の埋葬式が行われていたが、被害者団体はその式典は自分たちにとって何の価値もないと感じていた。真実と尊厳委員会に提出されたこれらのグループの嘆願書の1 つは犠牲者（殉教者）の遺骨が適切な尊厳をもって扱われる式典に参加することであった。記憶とは被害者の気持や苦しみを表現したものでなければならない。そうでなければ価値を失ってしまう。

E.　再発防止の保証

81.　再発防止の保証は本報告書で取り上げた侵害の状況に関し、第 1 に法的、憲法的、制度的な改革、第 2 に市民社会の発展とその権限の増強を可能にする環境作り、第 3 に教育、芸術、文化の改革が含まれる[54]。

82.　国家の基準、制度、プロセスは植民国家における先住民の扱いを決定づけるものである。多くの場合国家機関は実際に人種主義と先住民の排除を永続させ、とりわけ司法、教育、健康へのアクセスや先祖代々の土地の所有権などの権利を否定している。

83.　警察からの扱いや暴力、司法部から受けている犯罪化に照らして、警察と司法部の改革の必要性は植民地主義の影響を受けた先住民とアフリカ系コミュニティの要求の根底にある。米国ではブラック・ライヴズ・マター運動が懸案の改革を求めており、公共安全のための代替的な地域密着型の措置への投資に税金を使うことを提案する「ブレスト法」の成立を目指している[55]。

84.　改革は植民地主義の残滓や先住民や旧植民地の人々に対する抑圧や差別を取り除くためにすべての公的手続、実行、公共施設に及ばなければならない。ニジェールでは国の主要幹線道路は虐殺の生存者の強制労働によって建設され

---

[53] 同上.

[54] A/HRC/30/42.

[55] https://breatheact.org/wp-content/uploads/2020/07/The-BREATHE-Act-PDF_FINAL3-1.pdf/

たものであり、中央アフリカ・ミッションのルートにほぼ沿っている[56]。テキサス州では道路の看板が入植者の「功績」を称えている[57]。

85.　先住民や旧植民地の人々が差別なく人権を実効的に享受することを保障し、彼らの権限の強化を支持する立法的・制度的改革は国家の義務であり、再発防止の核心的な保証である。この目的は彼らの存在と彼らが被った収奪を認めることを内容とする彼らとの間の条約を公布するよっても実行される。オーストラリアに条約がないことはオーストラリアの先住民と非先住民との不十分な関与や関係の証拠である。ビクトリア州政府と同州の先住民が法的保護の改善、ビクトリア州の先住民の権利の強化、権限と資源の移転の促進を目的とする条約を現在策定中であることは肯定的な進展である[58]。

86.　もうひとつの重要な措置は社会と将来の世代がその過去を認識できるようにするために、あらゆるレベルのカリキュラムや教材に植民地主義の遺産に関する情報を含めることである[59]。また彼らが受けた暴力の説明を含む先住民や旧植民地の人々の文化遺産を保護し、その利用を確保することも重要である。重大で組織的な人権侵害（ジェノサイド、アパルトヘイト、人道に対する罪）に耐え生き延びてきたコミュニティにとってこれらの経験はしばしば彼らの歴史、文化、アイデンティティの核心的な部分となっている[60]。国際人権法は国家に対し、コミュニティの文化遺産に対する権利を保護し、教育教材が先住民の社会と文化について公正、正確かつ有益な情報を提供することを義務づけている[61]。

87.　カナダでは 2015 年の真実和解委員会最終報告書の勧告により教育カリキュラムに先住民の寄宿学校の歴史が含まれることになった。ベルギーでは植民地時代の過去に関する特別委員会設置法により教育課程に植民地時代の過去がどの程度反映されているか調査することが規定された[62]。

---

[56] 特別報告者の質問書に対する市民社会の回答

[57] 同上.

[58] 下記に掲載されているビクトリア州政府, “Treaty in Victoria”, www.aboriginalvictoria.vic.gov.au/treaty, 及び下記に掲載されている “Treaty process”, www.aboriginalvictoria.vic.gov.au/treaty-process.

[59] 総会決議 60/147, 別紙, 原則 22.

[60] Pok Yin Chow, 2015. “Memory denied: a commentary on the reports of the UN Special Rapporteur in the field of cultural rights on historical and memorial narratives in divided societies”, *The International Lawyer*, vol. 48, No. 3 (Winter 2015), pp. 191–213.

[61] 同上.

[62] Chamber of Representatives of Belgium, “Commission spéciale chargée d’examiner l’état indépendant du

F. 被害者の参加

88. 移行期正義の分析的枠組の構成要素が本報告書で検討された侵害に適用可能であることに加えて、この枠組は被害者とコミュニティを主体および権利保有者としてそのプロセスの中心に据える必要性について重要な教訓を与えている。

89. 被害者やコミュニティの実効的な参加は政治問題「だけ」ではなく、人権問題でもある。国際人権法は公務の遂行に参加する権利、文化的生活に平等に参加する権利、社会への実効的な参加を可能にする教育を受ける権利などにより、意思決定に直接影響を受ける人々がそのプロセスに参加し意見を求められる権利を認めている[63]。先住民の適切な参加の権利と、自由、事前、および情報に基づく同意、ならびに集団の代表者の自由な選出という集団的人権は「先住民の権利に関する国連宣言」に記載されている。

90. 植民地時代の遺産に対処するための措置を決定する際にトップダウン方式を採用することは現在の国際法が定める基準を満たしていない。反対に国際法は影響を受けたコミュニティの代表者の参加と、彼らの自由、事前、情報に基づく同意を積極的に求めることを国家に要求している。さらに被害者との協議の重要性は影響を受けた国での認識を理解するために植民地時代の不満に耳を傾け真剣に分析する必要があることを意味している。そのためには事実を聴取し関与する者の側に、思慮深く系統的な参与が必要となる。合意の交渉への参加基準は合意された措置の実施対象と同じである。市民社会の利害関係者、特に旧植民地からの移住者を含む影響を受けたコミュニティが適切に関与することが重要である。

91. 日本と韓国の間で行われた「従軍慰安婦」に関する交渉については被害者との協議が行われなかったことが批判された。ドイツとナミビアの政府はその交渉において厳格な秘密保持に合意したが、その結果いずれの国でも市民社会は情報に十分アクセスできなかった[64]。

Congo (1885–1908) et le passé colonial de la Belgique au Congo (1908–1960), au Rwanda et au Burundi (1919–1962), ses conséquences et les suites qu'il convient d'y réserver", 17 July 2020, 下記に掲載, www.lachambre.be/kvvcr/pdf_sections/pri/congo/55K1462001.pdf.

[63] A/HRC/34/62, para. 31.

[64] 下記に掲載されている請願書 www.change.org/p/the-president-of-the-republic-of-namibia-no-bilateral-genocide-negotiations-we-demand-global-ovaherero-nama-representation.

92.　被害を受けたコミュニティが参加していると感じることがなく、交渉過程にも参加していない場合、真に回復的な方法で暴力的な過去を是正することは不可能であると特別報告者は強調したい。彼らを無視することは新たな犠牲を生み出すに等しいのである。

V.　結論

93.　移行期正義は植民地時代に行われた人権侵害に適切に対処するための貴重な手段を提供する。植民地時代の富の移転と人種主義的抑圧は社会的、経済的、文化的排除の遺産を生み出し、その影響は世代を超えて続いている。この歴史的負債の放置は更なる苦痛を生み出し、人権の尊重と保障に基づくべき国際制度の良心への挑戦となっている。世代を超えた損失はもはや無視できない。

94.　最近の人権侵害に焦点を当てた伝統的な移行期正義プロセスとは異なり、植民地時代に発生した権利侵害への取り組みは経過した時間の長さ故の困難が伴う。

95.　一般的に、歴史的な真相究明の過程と、過去の被害と現在のその影響を法的に認めることは平和で持続可能な未来の基盤としての修復的正義の確立に不可欠である。

96.　植民地時代の過去に対処する移行期正義の措置は核心的で優先的な役割を担うべき被害者やそのコミュニティを無視すべきではなく、無視することはできない。

97.　各国に課せられた義務と共同で実施すべき義務を明確にすることが重要である。この目的のために、実践されるすべての手段と制度は人権に焦点を当て、真相究明、土地返還、再発防止措置、記念事業という構成要素を重要視しなければならない。

98.　賠償は人道支援、援助、開発協力を装い、正当な責任を負うことを回避すべきではなく、回避することはできない。

99.　人種や民族の優位性という受け入れがたい考え方は一部の政治的言説では明示的に、国際社会を含む多くの社会では暗黙のうちに存在し続けている。

植民地時代に行われた権利侵害を認識し、全体的なアプローチに基づいて文化的な変化をもたらすことが不可欠であり、これは現代の差別や人種主義を防止し、適切に対処するための重要な手段となる。

100.　植民地時代の人権と国際人道法侵害の遺産に対処する真相究明、正義、賠償、記念、再発防止の保証の措置を通じた取組みに関する責任と期待は旧植民地支配国、旧植民地独立国、先住民の植民地化とアフリカ系の人々の抑圧がさまざまな形で続いている国の間で異なっている。しかし特別報告者が以下に詳述するように、どのような場合でも当局は被害者や影響を受けたコミュニティの長年の不満に迅速かつ実効的に対応するために各々の状況と責任に応じた適切な措置を講じるべきである。

VI.　勧告

101.　特別報告者は植民地時代に行われた人権および国際人道法への重大な侵害の遺産に対処するために設計された移行期正義の措置の採用について、以下の勧告を行う。

参加

102.　このような状況で採用される移行期正義の措置の設計・実施・評価は被害者および影響を受けたコミュニティの実効的な参加の下に彼らと永続的に協議しつつ進めるべきである。

真相

103.　旧植民地支配国、先住民の植民地化やアフリカ系住民の抑圧が様々な形で継続している国、旧植民地独立国は今日もこれらの人々に影響を与えている植民地時代の暴力、抑圧、人種主義、差別、排除に光を当てるため、それぞれの権限と管轄権の範囲内で調査と真相究明のための制度を確立すべきである。

104.　これらのプロセスは上記の 3 種の国家に保管されている調査対象期間に関連する公文書への無制限のアクセスを確保するために必要な制度的・法的改革を伴うべきである。また、宗教団体など、文書を保有している可能性のある他の機関もその文書を当局や関係者が利用できるようにすべきである。

105.　真相究明委員会制度のメンバーに加え、被害者や影響を受けたコミュニティ、そして社会全体が自由に公文書にアクセスできるようにするための措置

がとられるべきである。

106.　記録を将来の世代のために確実に保護するためには、この分野で確立された倫理基準に従って公文書を適切に処理し、分類し、保存すべきである。

賠償

107. 旧植民地支配国や先住民の植民地化やアフリカ系の人々の抑圧がさまざまな形で続いている国は被害者や影響を受けたコミュニティに生じた損害を賠償する制度を検討すべきである。そのような賠償は個人的なものであれ集団的なものであれ、包括的なものを目指し、以下のものを含むべきである。

(a)　被害者の尊厳の回復、引き起こされた被害とその責任の承認、これに関する情報の普及、特別報告者の総会に対する前回の報告書**(A/74/147)**に示された要件を満たす公的謝罪の表明を含む満足。

(b)　土地と天然資源へのアクセスにおける不平等を克服することを可能にする土地改革制度を含む強奪された土地の返還の制度、および／または影響を受けた人やコミュニティとの間で合意された他の土地の交付のための制度を通じた土地と天然資源の返還、ならびに文化遺産と考古学的遺物の返還。

(c)　被害者が被った損害に相応の適切な金額であると考えられ、被害者らが同意した金銭的な補償を含む補償。

(d)　身体的および心理社会的リハビリテーションならびに住宅、健康、教育、水道と衛生設備の利用を含む尊厳ある生活を確保するために不可欠な権利、設備、サービスへのアクセス。

108.　責任を認めず、被害者が置かれている特定の状況の改善を目的としない開発援助事業は賠償プログラムの適切な代替とはならない。

109.　独立国は 107 節(b)および(d)で詳述したように、自国における経済的・社会的権利の保障者として、その管轄下にある被害者および影響を受けた人々の緊急のニーズを保証しなければならない。

記念

110.　特定された 3 種の国家はすべてこれらの出来事の記憶を保存し、現在および将来の世代に普及させるために植民地化の際に行われた権利侵害の傾向、原因および結果、それらの今日への影響を包括的に扱う記念措置を採用すべきである。

再発防止の保証

111.　先住民の植民地化とアフリカ系の人々の抑圧がさまざまな形で続いている国はこれらの人々に影響を与える抑圧、暴力、排除、人種主義を永続させる国家の基準、構造、プロセスを特定し、改革すべきである。また、カリキュラムの改訂を含め、付随する物質的、文化的、イデオロギー的な状況を特定し改革すべきである。

112.　旧植民地支配国および旧植民地独立国は自国内の法的・制度的枠組および物質的・思想的・文化的条件が植民地時代からの固定観念や差別的実行、あるいはその他の持続的な形態の人種主義や排除を再生産しないことを保証すべきである。

責任追及

113.　旧植民地支配国および植民国家は人種的抑圧や暴力などを含む植民地主義とその継続的な影響に関する人権侵害の被害者が被った被害に対する法的な申立や賠償請求が法的または手続的な障害なく処理され、自国の裁判所で実効的な救済を受けることができるようにすべきである。

114.　人権および国際人道法の重大な違反を犯した疑いのある人物が生存している場合、旧植民地支配国、植民国家、旧植民地独立国は責任追及を保証し、適切な場合には自国の管轄下にある上記の人物の引渡を推進すべきである。

115. このような司法手続きで証言する被害者と証人はそのニーズと彼らが受けた権利侵害の特徴に適合した保護制度と法的および心理社会的支援を提供されるべきである。

116.　国際社会は真実、正義、賠償、記憶、および再発防止の保証の措置を通じて植民地時代に行われた権利侵害の遺産に対処する国家の努力を支援すべきである。

→HOME